

アプレジューエラーズ株式会社 反社会的勢力の排除基本方針

相手方が以下に該当する場合又は反社会的勢力の排除に基づく虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に対して催告することなく全ての取引が停止・契約を解除出来る。また、これにより損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力(以下、暴力団等)、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合、又は、反社会的勢力であった場合

(2) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合

(3) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合

(4) 自らまたは第三者を利用して他方当事者の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合

(5) 自ら又は第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合

平成 23 年 11 月 1 日制定